

令和元年(平成31年)度事業計画(案)

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

(公社) 愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

我が国の経済は、政府が進める経済政策により、戦後最長の景気回復基調が続いている。また、米国経済の好調にも支えられ、企業業績も堅調に推移しており、地方公共団体の税収も増加傾向にある。

このような状況のなか、当協会の受託高は堅調に推移しており、ここ数年来取り組んできた組織の再構築や財政の健全化による安定的な組織運営体制の確立の成果もあり、一時期の危機的な状況を脱しつつある。この状況を維持すべく、今年度も引き続き受託高増加をめざし、嘱託登記業務を中心とし、業務拡大の取り組みを推進していく。

当協会は昭和61年設立以来、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与すべく業務を迅速適切に遂行し、その一翼を担ってきたとの強い思いを持っている。平成という一つの時代が終わる今年度、世の中が急速なスピードで変化していく中で、当協会の存在意義を再認識するとともに、新たにはじまる時代においても、必要な存在であり続けるためには、どうすべきかを考えながら、業務活動を推進していく一年としていきたい。

又、昨年度入札が実施され当協会が落札した長期相続登記等未了土地解消作業においては、大量の相続人調査案件を適切に処理できる組織は当協会しかいないとの自負のもとに取り組んできた。今年度も実施が予想されるこの業務の入札については、スムーズな業務の実施を勘案するとともに、情報収集を行い、状況を見極め適切に対処していく。

近年、大型の嘱託登記案件が減少しており、嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談を含めた一連の業務の受託を通じ、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与するために引き続き積極的に対応していく。

2. 総務

(関係各所との交流)

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、調査士協会)、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会(以下、全司協)、中部ブロック連絡協議会、司法書士会(以下、本会)、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

(広報)

ホームページや本会の会報を通じ当協会の情報を随時公開していく。

社員向けのホームページには、登記委託料の請求方法の変更に伴い社員が作成しな

ければならなくなる完了届等の書式を掲載する。又、新入社員をはじめ地区の責任者や担当社員が嘱託登記の受託から完了までの一連の流れがわかるような業務マニュアル等の嘱託登記業務で必要な情報を掲載し、その内容の充実を図っていく。

(社員の増加に向けた取り組み)

当協会の社員数は年々減少傾向にある。これは本会の新入会員等への当協会の活動のPR不足もその原因と考えられる。当協会の強みは大量の嘱託登記案件等に迅速に対処できる組織力である。そのためにも新入会員の入会、社員数の増加が必要である。本会の新人会員に当協会の活動を知ってもらい為にも積極的にPRし、入会者の増加に向けた取り組みを行っていく。

又、既存の社員に対しては嘱託業務に役立つ書籍等の配布を行っていく。

3. 嘱託登記業務

当協会の活動の中心である嘱託登記業務の受託拡大に向けて、引き続き各官公署への開発啓発活動を行っていく。登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村については、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、契約締結や受託増に向けて働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知を図り、利用拡大に繋げていけるような取り組みを強化して行く。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行うことにより、官公署の担当者が実際に抱える諸問題に対して相談を受け、解決できるように支援し、公共事業の速やかな実施に積極的に関与していく。

国が実施する嘱託登記業務への入札については適切に対応していく。

4. その他の公益目的事業

(所有者不明土地問題等への対応)

相続登記未了を起因した所有者不明土地問題によって、公共事業の円滑な実施に支障をきたしており、大きな社会問題として注目されている。昨年度には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立した。また、今年度にはいわゆる記名共有地などの変則型登記の解消のための措置を盛り込んだ法律が提出される予定である。国もこの問題解消に向けて法律を改正するなど新しい制度創設を進めている。当協会としてこの問題にどう対応し、受託可能な案件がないか引き続き調査や情報の収集を進めるとともに、市町村からの相談にも対応できるように取り組んでいく。

(研究事業)

今年度も道路を中心とした公用地等の未登記問題についての研究や官公署への提言を引き続き行なっていく。8年前の東日本大震災発生以降、当協会は公用地の未登記問題の解消の必要性を提言し続けているが、まだ十分な成果が表れているとはいえない。この問題を放置することによって公共事業の円滑な実施や災害時の復旧復興の妨げの原因となり、年月の経過により問題が複雑化することは間違いない事実である。

当協会は公益法人として、この問題の解決の必要性を広く認識してもらうために、調査士協会や政治連盟とも協力し、研究や提言を引き続き行っていく。あわせて、この問題について具体的な事例の情報を収集するとともに、効果的な提言の方法について今後発生が予想される南海トラフ地震等の災害に備える為にも、官公署にこの問題を放置することの危険性や解決の必要性を認識してもらえるよう、調査士協会や政治連盟とも協力し、提言を続けていく。

又、困難登記の具体的な事例やその解決方法などの研究や情報収集を行い、その情報を社員が共有できるような仕組みを作っていく。

（講習会及び講師派遣）

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を知っていただく為に重要である。今年度も引き続き調査士協会と協力し講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、それに対応できるような体制を整えていく。又、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを社員向けホームページに掲載し、社員が活用できるようにしていく。

（全司協）

昨年実施された長期相続登記等未了土地解消作業の入札にあたっては期間が短く、情報が少ない中での対応となった。そのような状況の中、全司協からの情報はこの業務の遂行にあたり大変有意義なものであり、あらためて全国の公嘱協会を束ねる組織の必要性を認識した。現在の全司協は年々組織する協会を減らし、財政難から顕著な活動が見られず、全国的な組織とは言えない状況であるのはたしかである。今後の全司協の活動や状況を注視し、再入会等その対応を検討していく。

5. 経理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

以上